

令和3年富良野市教育委員会第8回定例会

開催年月日	令和3年8月23日（月） 午後3時17分開会
開催場所	富良野図書館 3階委員会室
出席委員	教育長 近内 栄一 委員 宮本 鎮栄 委員 津山 正樹 委員 菅野 義則 委員 渡邊 啓子
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 亀淵 雅彦 学校教育課長 佐藤 清理 学校教育課主幹 松原 光利 こども未来課長 佐藤 保
議事日程	日程第1 会期の決定について 日程第2 議案第1号 富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について 議案第2号 富良野市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について 議案第3号 令和2年度富良野市教育行政評価報告について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 渡邊 啓子 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後3時17分

近内教育長

只今より令和3年富良野市教育委員会第8回定例会を開会いたします。  
会議録署名委員には、渡邊委員をお願いいたします。  
次に、教育長事務報告をお願いします。

亀淵教育部長

令和3年7月15日から8月22日までの事務報告をいたします。お手元の資料に基づき、主だったものについてご説明いたします。  
7月26日、市内高校再編プロジェクト会議に出席しています。  
7月28日、第3回教育行政評価委員会に出席しています。

8月19日、第4回教育行政評価委員会に出席しています。  
以上です。

近内教育長

只今の教育長事務報告について、補足説明を行います。  
7月26日の市内高校再編プロジェクト会議ですが、将来の高校再編にあたっての学科構成の在り方について、普通科、職業科を併置して残すべきものを残すという考え方。そういった中で学科横断的な単位制の導入、多様なニーズに合わせた教育環境の充実、大学や学校内外の連携などの課題の整理を行い、作業としては終了しました。今後は高校の在り方検討会議を開催し、その中で教育認識、合意形成、より具体的な高校教育の環境整備などの協議を行いながら、最終的には北海道教育委員会に要請していくこととしています。具体的には、普通科の在り方、職業科の在り方についてさらに意見交換を行い、進めていきます。  
7月28日及び8月19日の教育行政評価委員会では、令和2年度教育行政の取り組みについて、委員の評価をいただき報告書をまとめました。これにつきましては、本日の定例会にて協議願います。以上です  
只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、次に進みます。  
これより 議題に入ります。  
日程第一 会期の決定についてお諮りいたします。  
会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。  
日程第二に移ります。  
議案第1号を議題といたします。  
議案第1号「富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第1号 富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。  
本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準を参酌して設備や運営基準を定めております本条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要についてご説明申し上げます。  
第6条は、文言の整理でございます。  
第49条は、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができるようにするものでございます。  
条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。  
以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長 只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長 無ければ、議案第1号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。  
次に、議案第2号「富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について」を説明願います。

亀淵教育部長 議案第2号 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。  
本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府省令等が公布されたことに伴い、同基準等を参酌して運営基準を定めております本条例を改正しようとするものでございます。  
以下、概要についてご説明申し上げます。  
第5条は、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することができる規定を削除するものでございます。  
第37条は、条例番号の追加でございます。  
第38条は、第5条の改正に伴う準用規定の削除でございます。  
第42条は、読み替え規定の追加と文言整理でございます。  
第50条は、文言整理でございます。  
第53条は、第5条に規定されていた電磁的方法による提供に加え、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、電磁的記録、電磁手法により行うことができるようにしようとするものでございます。  
条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第2号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号「令和2年度富良野市教育行政評価報告について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第2号 令和2年度富良野市教育行政評価報告について、ご説明申し上げます。

本件は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定及び教育行政評価委員会設置要綱に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務事業の点検・評価と学校第三者評価を行い、その結果を報告書としてまとめ、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図るため、市議会への提出並びに市民への公表を行っております。

令和2年度分の評価につきましては、学識経験者4名を評価委員として委嘱をし、各委員の知見を活用した教育行政評価委員会を5月から8月にかけて4回開催し、この度、別紙報告書の通りまとめたところであります。

評価報告書の内容でございますが、5ページから「教育委員会の活動点検・評価」を、また、13ページから「事務事業点検・評価」として52事業を評価対象事業とし、それぞれの目標に照らし合わせた成果を基に内部評価を行い、必要性、有効性、効果性などを各分野別において点検し、各委員より6項目にわたる質問をいただきながら、担当課との意見交換を実施し、課題や今後の対応策をまとめました。

事務事業の評価は、評価基準に基づき達成度、効果度をそれぞれA、B、C、Dの4段階で評価し、3ページに集計結果を掲載しております。

達成度Aランクは28事業、Bランクは23事業、Dランク（コロナ禍の関係で評価できず）は1事業、効果度については、Aランク48事業、Bランク3事業、Dランク（コロナ禍の関係で評価できず）は1事業の評価となりました。

各事業の評価詳細については、16ページから67ページの記載のとおりであります。

学校第三者評価につきましては 69 ページから掲載をしておりますが、より良い「開かれた学校」づくりを目指すものであり、評価の方法は、国が示す「学校評価ガイドライン」を基本に 16 項目 25 観点の評価項目について各学校で自己評価を行い、これを受けて、教育行政評価委員が「学校自己評価」や「学校関係者評価」を基に、3 校の学校訪問を行うとともに校長会会長、副会長との意見交換を踏まえながら、評価は各項目に対する行政評価委員から出された項目に対する意見などをまとめております。

なお、教育行政評価委員会からは「総体的に実践が進み、事業効果は毎年向上し、期待通りの効果が出ている」と高い評価をいただくとともに、コロナ禍が収まらない中、各種工夫した中で教育活動おこなわれていること、一人一台の ICT 端末が配備されたことから、如何に積極的効果的に活用できる体制を整えていくなどについて意見をいただきました。

また、本報告書につきましては、9 月に開催されます令和 3 年第 3 回定例市議会で議会へ報告をし、その後市民への公表を行ってまいります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第 3 号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって令和 3 年富良野市教育委員会第 8 回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 30 分